鳥取の花いきいき総合戦略事業費補助金の事務手続きについて

- 1. 交付申請提出 (知事が別に定める日まで)
 - ○交付申請は、下記提出先に郵送又は持参してください。
- 2. 交付決定通知到着 (交付申請を受けた日から20日以内)
 - ※交付申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り行うことができます。
- 3. 事業開始
 - ※この補助金(交付金)においては、着手届の提出は必要ありません。
 - 【事業を変更・中止・廃止したい場合】
 - 事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。 変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

4. 事業完了

- ※事業の完了とは、本年度内における台車レンタル、集出荷施設借地期間終了日、 ハウス周り整備完了または補助対象経費の支払い完了等をいう。
- ※この補助金(交付金)においては、完了届の提出は必要ありません。
- 【事業が年度内に終わらない場合】 補助金等進捗状況報告書を下記提出先まで郵送・持参してください。
- 5. 実績報告書提出 (完了・廃止・中止から30日以内または完了年度の 翌年度の4月1日のいずれか早い日)
 - 〇下記提出先を郵送又は持参してください。
- ◎補助金の支払い
- 〇提出書類:実績報告書、事業報告書及び収支決算書
- ○支払い時期:実績報告後の必要に応じて県が現地調査等を行い、県は補助金額 の確定を通知する。確定通知後、事業実施年度の翌年度の5月31日の出納閉鎖 日までに支払う。

資料提出・問い合わせ先

所轄の県事務所:東部総合事務所、八頭事務所、中部総合事務所、西部総合事務所、

日野振興センター農林業振振興課

県庁生産振興課:鳥取県鳥取市東町1丁目220番地

0857 - 26 - 7272 seisanshinkou@pref.tottori.lg.jp